

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定)附属書 B の 5(a) に基づくものです。

我が国に乳及び乳製品を輸入する際に適用する家畜衛生条件の設定について

下記のとおり、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 45 条の一部改正し、乳製品を動物検疫（輸出入検疫）の対象に追加することに伴い、乳及び乳製の家畜衛生条件を定める予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

記

1 件名

我が国に乳及び乳製品を輸入する際に適用する家畜衛生条件の設定

2 対象品目

以下の HS コードに該当するものであって、生乳を原料とするもの。

なお、携帯品（外国から入港した船舶若しくは航空機に乗って来た者又は外国へ出港する船舶若しくは航空機に乗ろうとする者に携帯され輸入又は輸出されるもの）を除く。

0401（ミルク、クリーム等）

0402（ミルク、クリーム等）

0403（バターミルク等）

0404（ホエイ等）

0405（バター等）

0406（チーズ等）

1702.11、1702.19（乳糖等）

3502.20、3502.90（ミルクアルブミン等）

2309.10、2309.90（飼料・ペットフード等(乳製品を原料に含むものに限る)）

3 趣旨及び目的

家畜伝染病予防法に基づく輸出入検疫の対象（指定検疫物）となる「2」の物品について、我が国に輸入する際に適用する家畜衛生条件を定める。

4 施行予定日

2017 年 11 月 1 日

5 意見提出先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL (03)3502-8295

FAX (03)3502-3385

6 意見提出期限

掲載から 60 日後